

介護保険の住宅改修

(平成30年8月)

1. 介護保険の住宅改修費の支給を受けられる人

介護保険の住宅改修費の支給を受けるには以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 「要支援1～要介護5」のいずれかの認定を受けていること
- ② 現在、在宅で生活していること
- ③ 住宅改修について事前に申請を行い、宮代町から工事着工の承認を受けていること

次の場合には対象となりませんのでご注意ください。

- ① 対象者の要介護認定申請を行う前に着工した場合
- ② 対象者が要介護認定で「自立（非該当）」と判定された場合
- ③ 対象者が医療機関や介護保険施設へ入院・入所している場合
(退院・退所が決定し、在宅に戻る予定の場合は事前に申請が可能です。)
- ④ 対象者が住宅改修を行う住居に住民登録をしていない場合

2. 介護保険の住宅改修でできる内容

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 床段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のために行う床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取り替え
- (5) 和式便器から洋式便器への取り替え
- (6) 屋外の部分における改修工事（スロープ設置工事等）
- (7) その他(1)～(6)に付帯して必要となる改修工事

改修の内容によっては、介護保険で利用できないものがあります。

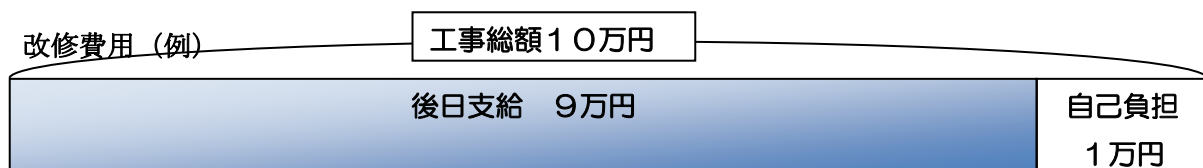
詳しい改修工事の内容は、介護保険担当(役場1階⑥番窓口)でご確認ください。

3. 介護保険の住宅改修で支給される金額

要支援1～要介護5の介護度にかかわらず、20万円までの工事について9割、8割または7割が支給されます。

また、支給された合計金額がこの限度額までに達するまでは何回でも申請することができます。

例) 自己負担が1割の方で、改修費用が10万円であった場合、申請により9割分である9万円が支給されます。



※介護度が3段階上がると再度申請が可能です。【(例) 要介護1→要介護4】

4. 急いで住宅改修を行いたい場合

要介護認定は申請から認定まで約1か月程度かかります。認定結果が出る前に住宅改修を行うことはできませんが、以下の点にご注意ください。

- ① 必ず要介護認定申請を先に行ってください。(以前に要介護認定を受けていても有効期間が切れてしまっている場合には改めて申請が必要です。)
- ② 住宅改修の申請後、宮代町の承認を受けてから住宅改修を行ってください。
- ③ 認定結果後の支給となります。ただし、認定結果が「自立（非該当）」と判定された場合は、工事の承認を受けていたとしても支給はできません。
- ④ 万が一、住宅改修対象箇所が認定される前に対象者の方が、お引越(町内外問わず)やお亡くなりになった場合には支給できない場合があります。
- ⑤ 病院に入院されている方が退院に備え住宅改修を行った場合は、退院し工事対象の住宅に居住され

るまでは、住宅改修費の支給は行われません。

5. 住宅改修の申請方法

介護保険の住宅改修費の支給手続きは、①工事前の申請と②工事後の報告が必要となります。手続き内容については以下のとおりとなりますのでご確認ください。

【①工事前の申請】

- (1) 要介護認定の申請をしていない方は申請手続きを行います。
 - (2) 改修箇所・内容等についてケアマネジャーに相談します。
 - (3) 住宅改修について施工業者に見積書(着工予定日記入、改修箇所ごとの工事明細が記載されたもの)を書いてもらいます。
 - (4) ケアマネジャーに「住宅改修が必要な理由書」を書いてもらいます。
 - (5) 施工業者などに改修箇所がわかる「平面図」を書いてもらいます。
 - (6) 改修箇所(工事前)の写真(日付入り)をとります。
 - (7) 住宅の所有者が本人と異なる場合は、住宅改修をしてよいか所有者に承諾書をもらいます。
- 以上の手続きを行ったら宮代町に以下の書類を添えて申請を行います。

◎提出書類

- ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
(着工日、完成日は予定日を、改修費用は見積額を記入してください。)
- ②見積書(改修箇所ごとの工事明細が記載されたもの、社判が押されたもの)
- ③住宅改修が必要な理由書
- ④改修箇所がわかる平面図
- ⑤改修箇所の日付入り写真(改修予定位置に線やマークをしたもの)
- ⑥住宅の所有者の承諾書(所有者が本人の場合には必要ありません)
- ⑦受領委任払申請書 ※受領委任払いを行う場合

この申請をもとに、宮代町が介護保険の住宅改修に該当するかどうかの審査を行います。
審査結果(承認通知書)を後日郵送いたしますので、その通知が届いてから工事を開始してください。
また、その承認通知書は工事後に改めて提出いただきますので、大切に保管してください。

【②工事後の報告】

以下の書類を宮代町役場へ提出します。

◎提出書類

- ①領収書 ※受領委任払の場合は保険給付分の請求書(宛名は宮代町長)
- ②工事費用の内訳書
- ③工事前・後の改修箇所の写真(日付入り)
- ④介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修着工承認通知書
- ⑤改修箇所がわかる平面図

【問合せ】宮代町 介護保険担当

〒345-8504 宮代町笠原 1-4-1 役場 1 階⑥番窓口

0480-34-1111 (内線 385・386)